

## ミンガラバー・ユネスコクラブ会則

### 第1章 総則

第1条（名称）本会はミンガラバー・ユネスコクラブと称する。

第2条（事務所）本会の事務所所在地を [REDACTED]  
[REDACTED] におく。

第3条（目的）本会は、ユネスコ憲章の精神に基づき、日本とミャンマーにおける教育、文化、コミュニケーションの分野での交流・支援活動を行い、両国の共生を深めることに寄与するとともに、周辺諸国の人々との交流も視野にいれ、市民の立場から平和な社会を築くことを目的とする。

第4条（活動）本会は前条の目的を達成するために下記の活動を行う。

- (1) ユネスコ精神の理解と普及をはかるための活動
- (2) ミャンマーにおける基礎教育の充実や衛生教育普及のための支援活動
- (3) ミャンマーと日本で文化交流やスポーツ交流や語学研修の活動
- (4) 青少年の育成をすすめる活動
- (5) ESDに基づく人権の擁護と平和な社会構築に向けた活動
- (6) ユネスコスクール支援など(公社)日本ユネスコ協会連盟との連携活動
- (7) 他のNGO団体やNPO団体との交流活動

### 第2章 会員

#### 第5条（会員）

- 1 本会の目的に賛同し、会の事業に積極的に参加し、所定の会費を負担するものをもって会員とする。
- 2 会員たる資格は、人種・国籍・性別・信条その他いかなる政治的・経済的・社会的差異によつても差別されることはない。
- 3 本会への入会および退会は理事会の承認を必要とする。
- 4 会員の種別と会費は次のとおりとする。
  - ①正会員（個人）年会費 5, 000円
  - ②正会員（高校生以上 35歳未満の青年）年会費 2, 000円
  - ③協力会員（個人）年会費 2, 000円以上
  - ④協力会員（団体）年会費一口 5, 000円

### 第3章 役員

第6条（役員）本会に次の役員をおく。

- 会長 1名
- 副会長 2名
- 理事 若干名
- 監事 2名

第7条（役員の選出）

- 1 理事および監事は総会において会員の中から選出される。
- 2 会長および副会長は理事の互選とする。

第8条（役員の任務）

- 1 会長は会の活動を統括し、会を代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- 3 理事は理事会を組織し、本会の運営、資金の管理等について責任を負う。
- 4 監事は事業について必要ある時は意見を述べ、会計を監査する任務を持つ。

第9条（役員の任期）

- 1 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者の残任期間とする。

### 第4章 会議

第10条（会議）

- 1 本会の会議は総会、理事会として、いずれも会長が招集する。  
議長には原則会長があたる。
- 2 総会は正会員をもって構成する。
- 3 理事会は会長および理事をもって構成する。
- 4 会議は、委任状を含め定数の3分の1の出席をえて成立する。
- 5 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第11条（総会）総会は年1回、原則として6月に開き、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画および予算の承認
- (2) 事業報告および決算の承認
- (3) 役員の選出、解任
- (4) 会則の変更
- (5) その他必要な事項

第12条（臨時総会）前項で定められた総会以外に臨時総会を開くことができる。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 理事の過半数の要求があった場合

(3) 会員の3分の1の要求があった場合

前2項の場合、会長は要求が文書で提出されてから20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第13条（理事会）理事会は月1回以上開き、次の事項を審議する。

- (1) 事業運営に関する事項
- (2) 補欠役員の選出
- (3) 入会者、退会者の承認
- (4) その他必要な事項

## 第5章 会計

第14条（経費）本会の経費は、会費、補助金、寄付金等の収入による。

第15条（会計年度）本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第6章 雜則

第16条（会則の変更）本会則の変更は、会員の10分の1以上の発議により、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て成立する。

第17条（日本ユネスコ協会連盟及び関係団体への加盟）

本会は公益社団法人日本ユネスコ協会連盟の構成団体会員として、また東京都ユネスコ連絡協議会に加盟する。

第18条（加盟後の義務）本会は公益社団法人日本ユネスコ協会連盟および東京都ユネスコ連絡協議会が定める以下の事柄を厳守する。

- (1) 日本ユネスコ協会連盟および東京都ユネスコ連絡協議会の定款・会費等規定の遵守

- (2) 日本ユネスコ協会連盟への現在状況報告書の提出（加入退会変更届含む）

第19条（宗教・政治活動の禁止）本会は特定の宗教および政治的活動は一切行なわない。

付則 1 本会則は日本ユネスコ協会連盟の加盟の日である

2015年（平成27年）5月31日より施行する。